

文部科学省提出資料

民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会

平成16年3月29日

文部科学省の P F I の取組と課題について

1 公共施設等の管理等に係る制度（指定管理者制度を含む）について

(1) 国立大学施設と P F I について

国立大学、大学共同利用機関等は国立大学法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号）等に基づき、平成 16 年 4 月 1 日に国立大学法人等となる。法人化後においては、国立大学法人等は、「民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）」第 2 条第 3 項第 3 号に規定する公共法人に該当することとなるため、各国立大学法人等がそれぞれ「公共施設等の管理者等」として P F I を実施することとなる。

P F I を活用した国立大学等の施設整備については、
【別紙 1】参照

(2) 公立学校施設と P F I について

公立学校の施設整備に当たって P F I 方式が導入されたものや、導入が予定されているもの（実施方針が公表されているもの）については、平成 16 年 3 月現在、8 事業となっている。文部科学省としては、P F I 方式を活用して公立学校施設の整備が推進されるよう、「公立学校施設整備 P F I 事業のための手引書」を作成し、各地方公共団体に配布したところである。

P F I を活用した公立学校施設の整備については、
【別紙 2】参照

公立学校と指定管理者制度との関係については、公立学校は、指定管理者制度の権限代行の範囲外であり、P F I 事業者に学校教育に係る業務を行わせることはできないが、学校教育に係る業務以外で、例えば、施設の維持補修等のメンテナンス、施設の清掃、情報システム管理、プールの運營業務（学校教育に支障がないもの）については、P F I 事業として実施できるものである。

2 国庫補助金等のイコールフットィングについて

(1) BOT 事業への補助金交付の可否等について

公立学校等に係る補助金

文部科学省における P F I 法第 2 条第 1 項各号に掲げる公共施設等の整備に対する補助制度は次のとおり。

- ・ 公立学校施設整備費補助
- ・ 学校給食施設整備費補助
- ・ 学校体育施設等整備費補助
- ・ 産業教育施設整備費補助
- ・ 留学生宿舍建設奨励金

これらの補助制度については、その施設の建築に要する経費について国庫補助等を行っており、P F I 方式により施設整備を行う場合であっても、従来方式と同様に国庫補助の対象としているところである。

また、これらの補助制度については、P F I 事業のうち B T O 方式による施設整備のみならず B O T 方式による施設整備についても、その施設の建築に要する経費については国庫補助の対象とすることが可能である。（注）

(注) 留学生宿舍建設奨励金については、P F I 事業として施設整備を行う場合であっても、奨励事業者(P F I 事業者) が補助対象施設を所有、管理することとしているため、地方公共団体が施設を所有することになる B T O 方式による施設整備は想定していない。

本制度については、平成16年度に独立行政法人日本学生支援機構に移管の予定。

国立大学法人等に係る補助金

また、国立大学法人等については、国立大学法人等の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に、施設整備費補助金で措置される。施設整備費補助金は、定額補助(10割補助) であり、整備対象は、大学の設置目的を達成するために必要な全ての施設となる。

また、従来方式と同様に P F I 事業(B O T を含む) に対しても国からの補助金等の交付を行うこととしている。

(2) P F I 税制について

現在の P F I 事業については、B T O 方式、B O T 方式という方式の違いにより P F I 事業者の税負担が異なっているため、B T O 方式が選択されることが多くなっている。

そこで、文部科学省では、B O T 方式についても、固定資産税等の非課税措置を創設し、方式による税負担の違いを解消する必要があるとの判断から、平成16年度税制改正で要望し、次のとおり課税標準の特例が認められたところ。

国立大学法人の施設整備に係る P F I 事業(B O T 方式) の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した当該国立大学の校地における当該国立大学のための校舎に

係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を
2分の1とする。【別紙3】参照

3 合築事業等に係る国公有財産管理について

中央合同庁舎第7号館 について

中央合同庁舎第7号館整備等事業においては、次のような付帯民間収益部分の整備を予定。文部科学省においては、中央合同庁舎第7号館（国有財産）の管理を行うとともに、付帯民間収益施設の整備に必要な借地権を国有地に設定予定。

事業契約	平成15年6月30日
土地貸付契約	平成17年1月（予定）
完 成	平成19年9月末（予定）
規 模	約18,000m ²
用 途	貸事務室・会議室等、商業施設

付帯民間収益部分の事業期間については、平成46年度（予定）まで。事業終了後はこれを国が買い取る予定。

4 国立大学法人及び独立行政法人のPFI法第11条に係る取り扱いについて

国立大学法人及び独立行政法人がPFIを実施する場合の基本的な財源は国の補助金等である。

しかしながら、国立大学法人及び独立行政法人が実施するPFIについては、PFI法第11条の対象とならないことから、当該補助金等に長期に亘る国庫債務負担行為を設定できないため、民間事業者にとって法人の信用力を制度的に評価することが困難との指摘を受けており対応が必要である。（注）

(注) P F I 法第11条及び(社)日本経済団体連合会「P F Iの
推進に関する第3次提言」独立行政法人の取扱いについて
は、【別紙4】参照

国の P F I 事業案件一覧

平成 16 年 3 月 現在

進捗状況	発注者	案件名
落札者決定	衆議院	衆議院赤坂議員宿舍整備等事業
	国土交通省、文部科学省	中央合同庁舎第 7 号館整備等事業
	財務省	公務員宿舍赤羽住宅(仮称)整備事業
	財務省	公務員宿舍駒沢住宅(仮称)及び池尻住宅(仮称)整備事業
	財務省	公務員宿舍三宿第二住宅(仮称)整備事業
	財務省	公務員宿舍仲田住宅及び千種東住宅整備事業
	財務省	公務員宿舍枚方住宅(仮称)整備事業
	国土交通省、東京都千代田区	九段第 3 合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業
	防衛庁	立川公務員宿舍(仮称)整備等事業
	総合地球環境学研究所	総合地球環境学研究所施設整備事業
	政策研究大学院大学	政策研究大学院大学施設整備等事業
	東京大学	東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業
	東京大学	東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業
	東京大学	東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業
	金沢大学	金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業
	岐阜大学	岐阜大学総合研究棟施設整備事業
	京都大学	京都大学(桂)総合研究棟、(桂)福利・保健管理棟施設整備事業
	京都大学	京都大学(南部)総合研究棟施設整備事業
	大阪大学	大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業
	九州大学	九州大学(元岡)研究教育棟施設整備事業
熊本大学	熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設整備事業	
筑波大学	筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業	
神戸大学	神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業	
実施方針の公表	外務省	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業
	法務省、国土交通省	苫小牧法務総合庁舎整備等事業
	警察庁、国土交通省	富山県警察学校整備等事業
	厚生労働省	四国がんセンター職員宿舍等整備事業
	財務省	公務員宿舍幌北住宅整備事業

印は、文部科学省の大学等機関の事業を示す。(全 28 事業中 14 事業)

P F I手法を活用した公立学校施設の整備

事例

平成16年3月

表 P F Iを活用した公立学校施設の整備(例)

学 校	事業内容	進捗状況
東京都 調布市立調和小学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合に伴う新築 施設の整備及び維持管理(温水プールを地域開放する際の利用料金の徴収業務を含む)をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年11月実施方針公表 平成14年度国庫補助申請 平成14年9月(2学期)から新校舎・プールの利用開始
滋賀県 野洲町立野洲小学校 同 野洲幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の改築及び幼稚園の増築 施設の整備及び維持管理をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年1月実施方針公表 平成15年度国庫補助申請 平成16年4月供用開始予定
千葉県 市川市立第七中学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校の改築 施設(市民ホール、ケアハウス、デイサービスセンター、保育所、市民ギャラリー等との複合施設)の整備及び維持管理をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年5月実施方針公表 平成16年度国庫補助申請予定 平成16年9月供用開始予定
三重県 四日市立南中学校 同 橋北中学校 同 港中学校 同 富田小学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1校と中学校3校の改築及び大規模改造 施設の整備及び維持管理をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年1月実施方針公表 平成17年度国庫補助申請予定 平成17年11月供用開始予定
京都府 京都市立御池中学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合に伴う新築 施設(保育所、デイサービスセンター等との複合施設)の整備及び維持管理をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年5月実施方針公表 平成17年度国庫補助申請予定 平成18年4月供用開始予定
宮城県 古川市立古川南中学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校再編に伴う分離新設 施設の整備及び維持管理(給食サービス及び図書館運営に係る業務を含む)をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年8月実施方針公表 平成17年度国庫補助申請予定 平成18年4月供用開始予定
静岡県 県立西遠地区新構想高等学校(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合に伴う新築 施設の整備及び維持管理(食堂及び売店業務等を含む)をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年8月実施方針公表 平成17年度国庫補助申請予定 平成18年4月供用開始予定
大阪府 泉大津市立戒小学校 (仮称)	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合に伴う増改築 施設の整備及び維持管理をP F I事業者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年9月実施方針公表 平成17年度国庫補助申請予定 平成18年4月供用開始予定

P F I 法による選定事業に係る特例措置の創設

(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

【結果】

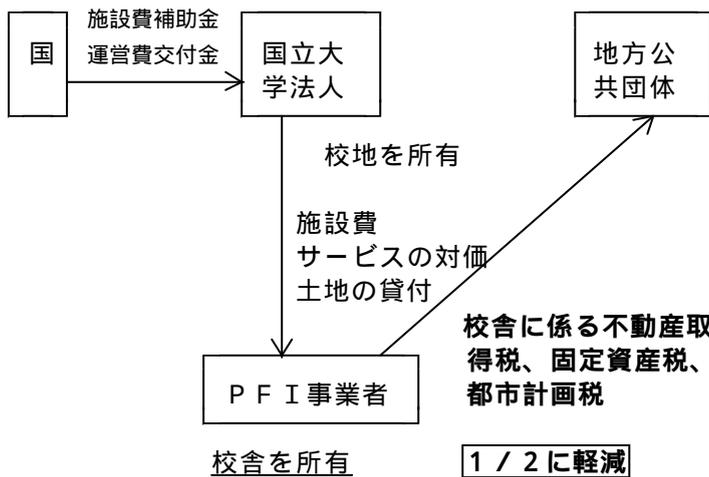
国立大学法人の施設整備に係る P F I 事業 (B O T 方式) の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した当該国立大学の校地における当該国立大学のための校舎に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1とする。

B O T 方式

P F I 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) ・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する方式



校舎：P F I 事業者が所有
(校地は国立大学法人が所有)

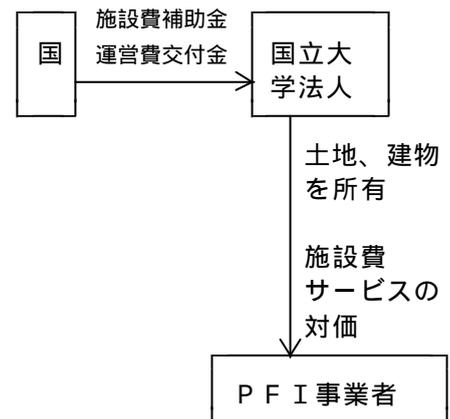


(参考) B T O 方式

P F I 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の維持管理・運営 (Operate) を P F I 事業者が事業終了時点まで行っていく方式



校地、校舎共に国立大学法人が所有



【期待される効果】

- ・ P F I を活用した国立大学法人における効率的かつ効果的な施設整備の推進

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）
（平成十一年七月三十日法律第百十七号）

（国の債務負担）

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

- 2 （社）日本経済団体連合会
P F I の推進に関する第三次提言（抄）
～ P F I 法の見直しに向けて～

・ 民間の創意工夫を發揮した P F I 事業推進のための諸論点

その他の重要論点

1 . 独立行政法人の取扱い

現在、独立行政法人による PFI が多く検討されつつあるが、民間事業者にとっては独立行政法人の信用力を制度的に評価することが困難である。この点、個々の独立行政法人に対する国の支援措置を明確化することで、民間事業者のリスクに対する予見性を高める必要がある。